

今治市クリーンセンター余剰電力（非FIT分）容量価値売却入札心得

（目的）

第1条 今治市クリーンセンター余剰電力（非FIT分）容量価値売却に係る一般競争入札その他の取り扱いについては、別に定めのあるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 今治市契約規則（平成17年規則第63号。以下「契約規則」という。）第10条第2号により免除するものとする。

（入札）

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所に、入札書類を提出しなければならない。

2 入札書の記載金額は、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額とする。

3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行までに届け出なければならない。これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意識的に開示してはならない。

（入札の取り止め等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取り止める

ことがある。

(開札)

第7条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札に関係のない今治市職員を立ち会わせて執行する。

(無効の入札)

第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印を欠く入札
- (2) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (4) 「一般書留」、「簡易書留」以外の方法で入札書を提出したもの
- (5) 封筒及び入札書等に入札件名等の必要事項が記載されていないもの
- (6) 封筒と入札書等の記載内容が一致しない入札をしたもの
- (7) 入札書到着期限を過ぎて到着したもの
- (8) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定方法)

第9条 予定価格以上の価格で、最高入札価格の者を落札者とする。落札者となるべき者が2者以上あるときは、入札説明書別紙2「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。

(契約保証金)

第10条 契約金額(消費税等込)の10分の1に相当する額以上とする。ただし、今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(契約の締結等)

第11条 契約書を作成する場合には、落札者は、当該契約書に記名捺印し、落札決定の日から速やかに提出しなければならない。ただし、契約担当者が指定した場合は、その指定日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第12条 入札した者は、入札後において仕様書、その他について不明を理由に、当該入札
に関し異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 この心得に定めのあるもののほか、契約規則等による。